

消費者被害アンケート*めやすばこ《成年年齢引き下げ・特商法改正について》

現在、民法で20歳とされている成年年齢が、18歳に引き下がることに伴い
高校生でもさまざまなトラブルに遭うことが懸念されます。
アンケート実施により情報を共有し、トラブル未然防止につなげます。

2021年10月 NPO法人埼玉消費者被害をなくす会 問合せ先電話：048-844-8972

●回答いただく前に、以下のあてはまる欄に○を付けてください

性別	性別無回答		女性	男性				
年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
該当する年代（15歳～19歳）のお子さんの保護者ですか							はい	いいえ

【Q1】2022年4月1日から成年年齢が引き下げになり、その時点で18歳以上20歳未満の方は、その日に成年となります。このことを知っていますか？

- ①内容も含めよく知っている
- ②引き下げになることは知っているが、内容はよくわからない
- ③引き下げになること自体知らなかった

【Q2】成年年齢引き下げ後、親の同意を得ずに行えるようになると思うものすべてに☑してください

- ①携帯電話を購入できる
- ②一人暮らしのためのアパートを契約できる
- ③クレジットカードを作成できる
- ④ローンを組んで自動車を購入する
- ⑤自分の住む場所を自分の意志で決めることができる
- ⑥10年有効のパスポートを取得できる
- ⑦性別の取り扱いの変更審判を受けることができる
- ⑧お酒やたばこが解禁される
- ⑨競馬や競輪などの公営競技が解禁される
- ⑩男女ともに18歳で結婚できる

民法、特商法の改正ポイントを別紙にまとめました。
回答後にお読みください



【Q3】現状、20歳になったとたん、以下のような被害が多く寄せられています。知っているトラブルすべてに☑してください。（※未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、未成年者取消権により、契約を取り消すことができますが、引き下げにより、18歳・19歳の場合は未成年取消権を行使できずに悪質商法などの被害にあうことが懸念されます。）

- ①【美容】無料エステ体験後、別室で執拗な勧誘を受け、高額なコースを契約してしまった。
- ②【デート商法】SNSやアプリで知り合った相手に、アクセサリー等の高額な商品を勧められ購入した。
- ③【マルチ商法】高校の先輩にもうけ話があると誘われ、FX自動売買ソフトが入ったUSBを50万円で購入した。友人に紹介すればマージン（紹介料）がもらえると言われた。
- ④【副業・投資】SNSで知り合った人から、誰でも簡単に稼げるという投資セミナーに誘われた。高額なので支払えないと断ると、クレジットカードの作成を勧められた。

裏面もお願いします

★2021年6月に、特定の販売方法で起こりうるトラブルから消費者の安全を守るための法律「特定商取引法」などが改正されました（改正法が有効となる時期はそれぞれ異なります）。

【Q4】送り付け商法に関する改正について

頼んでもいないマスクが突然自宅に届き、代金を請求されました。改正後の対応として正しいと思うもの一つを選んで☑してください（2021年7月6日施行）。

- ①注文していないことを確かめたら、すぐに処分しても良い
- ②2週間保存したのち、処分しても良い
- ③業者に返送しなければいけない

【Q5】定期購入契約に関する改正について

スマホを見ていたら健康食品が『初回無料』とあったので注文したところ、実際は定期購入で高額な請求がありました。改正後に行うことができると思うものすべてに☑してください

- ①行政機関が業務停止命令などの処分を行う
- ②刑事罰の対象となる
- ③詐欺的な表示によって申し込んだので、申込みの取り消しが認められる



【Q6】オーナー商法（販売預託商法）に関する改正について

豊田商事事件やジャパンライフ事件などの「販売預託商法」について改正後はどうなると思いますか。正しいと思うものすべてに☑してください

- ①消費者庁の事前の確認の手続きを受けずに広告・勧誘することは原則禁止
- ②指定された商品については、事前の確認の手続きを経ることなく広告・勧誘ができる
- ③違反して勧誘、契約締結をした個人は懲役、法人は罰金、刑罰の対象となる

【Q7】契約書面（申込書面や概要書面）の交付に関する改正について

改正後の対応として正しいと思うものすべてに☑してください

- ①対面での契約でも、業者の判断で電子メールなどの送付により契約書が発行される
- ②通信販売等オンラインでの契約の場合、電子メールなどの送付で契約書が発行される
- ③契約方法によらず、消費者が承諾した場合のみ電子メールなどの送付が可能となる

【Q8】クーリング・オフに関する改正について

改正後のクーリング・オフの方法について正しいと思うものすべてに☑してください

- ①書面のほかに、電子メールなどによってもクーリング・オフの通知が認められる
- ②電子メールを発信した時点で効力が発生する（認められる）
- ③電子メールを受信したことを、事業者が確認した時点で効力が発生する（認められる）

●最後に、未成年取り消し・特定商取引法・預託法に関し、トラブルの経験がある方へ

① 差し支えない範囲で、トラブルの概要をお書きください

[]

② そのトラブルを相談しましたか

- 市町村や県の消費生活相談窓口にご相談した
- 警察などに相談した
- その他の相談先（)
- 相談していない⇒その理由は何ですか（)

